

# 国際課税を巡る現状と課題

－経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応－



吉村氏 (司会)



青山氏



木原氏



幸福氏



渡辺氏

●参加者 (五十音順)

千葉商科大学大学院客員教授  
財務省主税局参事官  
三菱商事(株)主計部部長代行 兼 税務チームリーダー  
早稲田大学大学院教授

青山 慶二  
木原 大策  
幸福健太郎  
渡辺 徹也

司会 一橋大学大学院教授

吉村 政穂

討論中に言及されている資料は、巻末「資料編55頁～76頁」に掲載されています。

## はじめに

(吉村) それでは、パネルディスカッション「国際課税を巡る現状と課題」、副題としまして、「経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応」のウェビナーを始めさせていただきます。本日、司会を務めます吉村でございます。よろしくお願いいたします。パネリストはただ今ご紹介いただきました4人の方々でございます。この4人の方々はそれぞれ組織に属していらっしゃいますけれども、本日はその組織のメンバーとしての資格というよりは、パネリスト個人としてご参加いただいております。また、意見も個人としてのものをおっしゃっていただいております。従って、ご発言は個人のものとして皆さまも受け止めていただければと存じます。従いまして、ここではパネリストの方々のお名前を、肩書なしで「〇〇さん」と呼ばさせていただきますと思います。その点もご了解いただきたいと思います。

本日のパネルディスカッションのテーマは、昨年と同様、「経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応」についてです。そして、国際課税ルール見直しの2つの柱にそれぞれ関連する項目を取り上げまして、第Ⅰ部、第Ⅱ部と分けて議論してまいりたいと存じます。第Ⅰ部はいわゆる第Ⅰの柱、pillar 1と呼ばれているものについて取り上げます。すなわち市場国に対して適切に課税所得を配分するための国際課税原則の見直しです。BEPSプロジェクト以降、OECD・G20、そしてBEPS包摂的枠組み委員会において、国際課税ルールの見直しが進められてきました。参加国の対立から議論が難航していると伝えられてきましたが、政権交代後のアメリカの態度変化もありまして、ついに2021年7月に大枠合意に至りました。一定水準の売上と利益率を基準として、市場国への新たな課税権の配分を認める内容で、2023年の実施を目指しています。また、デジタルサービス税のよう

な一国限りの措置との適切な調整を要請しています。

第Ⅱ部は、いわゆる第Ⅱの柱、pillar 2と呼ばれているルールについてです。多国籍企業が軽課税国に利益移転をすることによって生じる税源浸食のリスクに対して、グローバルな最低税率に合意し、各国が対抗措置を導入することを認める内容になっています。従来のBEPSプロジェクトの取り組みからさらに踏み込む内容となります。しかしその議論の過程では、税制優遇を用いた企業誘致や産業育成を進める途上国・新興国との対立もあらわになりました。

進め方といたしましては、第Ⅰ部、第Ⅱ部それぞれにつきまして、最初に木原さんからご説明を頂きます。その後、青山さん、幸福さん、渡辺さんの順番でご意見ご質問を頂戴し、さらに木原さんから、お三方のご意見ご質問に対してお答えいただくということにしたいと思えます。

それでは、早速ですが、第Ⅰ部の国際課税原則の見直しに入らせていただきます。最初に木原さん、説明をよろしくお願いいたします。

---

## I. BEPS プロジェクト及び国際課税原則の見直し

(木原) ご紹介ありがとうございます。木原です。本日はお時間を頂きましてありがとうございます。まず、吉村さんからお話がありましたように、冒頭に私の方から説明をさせていただきます。

第Ⅰ部では、吉村さんから、足元で2つの柱に基づいて国際交渉が進んでいるという話がありましたけれども、少しだけBEPSプロジェクトというものがどういう経緯で始まって、今、足元で行われているデジタル課税の議論が具体化するまでの取り組みとして、どのようなものがあつたのかということをご説明させていただいた上で、いわゆる1つ目の柱、pillar

1と言われるデジタル課税の話に進めさせていただければと思います。

## 1. BEPS プロジェクト

### 〔「BEPS プロジェクト」について①〕 国際課税関係資料（3ページ）

資料の3ページで、まず BEPS プロジェクトについて1つ目の丸印でお示しさせていただいておりますけれども、元々はリーマンショック後の2012年くらいに、特に多国籍企業が課税所得を人為的に操作して課税逃れを行うこと、Base Erosion and Profit Shifting の略として BEPS が使われていますけれども、そういう動きに世の中の注目が集まるようになりました。

そういう中で、国際課税ルール自体が少し時代遅れになってきているのではないかという問題意識が、世界各国の税務当局、財務当局の中で強まってきて、それと併せて、各国政府・グローバル企業の透明性を、実際の税負担であるとか税のルールに関して高めていくことを目標とする必要があるのではないかということで始まっています。それにより、いわゆる Level Playing Field（公平な競争条件）をグローバルに確保していくことがうたわれてきています。

2つ目の丸印の背景というところで、グローバルな経済活動、ローカルな課税ということが書かれておりますけれども、電子商取引が進み、経済活動がグローバル化する中で、課税自体は引き続き各国のガバメントがやるということでございますので、いわゆる二重非課税と言われるような事態が少しずつ見られるようになってきました。そういう中で、課税ルールの見直しが時代に合わせて必要ではないか、というのが背景の1つ目です。

あとは、既に若干申し上げましたけれども、負担の公平性ということで、リーマンショックの後に BEPS プロジェクトの始まりとして、各国の財政状況が悪化し、追加的な国民負担を求める中で、多国籍企業にもきちんと納税をしていただくことが大事なのではないかという議

論が強まってきました。この議論そのものにつきましては、足元、去年来のコロナ禍において大きな財政出動が各国で必要になり、その後の財政の持続可能性の取り組みをどうするかという議論が少しずつ始まる中で、より一層注目が集まってきているということかと思っております。

### 〔「BEPS プロジェクト」について②〕 国際課税関係資料（4ページ）

次に、資料の4ページにおきまして、簡単ではありますが、BEPS プロジェクトの経緯と今何をしているのかということをご説明したいと思います。経緯としましては、大体2012年くらいから OECD の租税委員会というところで、BEPS プロジェクトのいろいろな取り組みが始められてきております。よく BEPS については日本が主導してきたと言われておりますけれども、浅川元財務官が当時の議長を務める中でこのプロジェクトを始めてきたというところがございます。

当初はどちらかと言うと先進国クラブと言われる OECD の中で議論してきたわけですが、2013年に G20 の方で新しく、OECD だけではなくてメンバーを拡大して、新興国も入る形で議論するということが、1つの変化として出てきております。その中で、2014年、2015年と G20、OECD の租税委員会の中で議論して、2015年10月に最終報告書を出しまして、ここで BEPS プロジェクトとして1つの成果が出ました。こちらの最終報告書で具体的にどういう提言があったのか、少し後の資料でご説明させていただきます。

その後、大きな動きとしては2016年6月に、これは日本が G7 の議長国であった年でございますが、京都で BEPS の合意事項を実施に移すために、BEPS 包摂的枠組み、これは Inclusive Framework (IF) と言っておりますけれども、これを立ち上げました。これによりまして、G20 のメンバーだけではなくて、より多く

の途上国も参加したグローバルな枠組みで、このBEPSの議論をしていこうという取り組みが確立したということでございます。

当初は60～70カ国くらいでスタートしておりましたが、年々メンバーが拡大して、直近ですとトゴが加わって、資料では約140カ国となっておりますが、正式に今は140カ国が参加しています。Level Playing Field、あるいは全体の制度として漏れないものを作るという観点から、幅広い参加が必要になってきますので、140カ国まで拡大しているというのは1つ大きな成功の証しとして言えるのではないかと考えております。

2つ目に、BEPSプロジェクトの下で、今どのような取り組みをしているかということ、3つほど挙げさせていただいておりますけれども、1つ目は、各国による合意事項の実施状況のモニタリングということで、いろいろなワーキンググループをつくりまして、最終報告書にある提言についてそれぞれの国がどういう取り組みをしているのかということ、ピアレビューという形を主に活用しながらチェックしています。

2つ目は残された課題、あるいは新たな課題を継続検討していくということで、これの1つの例が、今日詳細にご説明させていただくデジタル課税の話ということかと思えます。

3点目で、特に参加国がG20だけではなくてIFに拡大した中で重要とされている点が、開発途上国を含む幅広い国々と関係機関が協調する枠組みである③の部分です。途上国のキャパシティをきちんと強化して、グローバルに見て制度としてきちんと質を向上させていくという取り組みが、メンバーシップが拡大する中でより重要視されています。これはいろいろなプラットフォームを作ったりですか、日本であれば国際機関を通じて技術支援をしたりですか、そういう形で取り組みを進めています。

最後のポツになりますけれども、日本としてはG7・G20それぞれ参加していますし、特に

2016年G7議長国、2019年G20議長国ですので、そういうタイミングを生かしながら取り組みを主導してきています。

#### 〔BEPS 包摂的枠組み (Inclusive Framework on BEPS) 参加国・地域〕 国際課税関係資料 (5 ページ)

資料の5ページはメンバーシップ、先ほど申し上げましたように140カ国ということでお示ししていましたが、一番左側のOECD加盟国だったものが、まずG20メンバー+8カ国に拡大して、さらに右側に非常に多くの国々、これは大きな新興国だけではなくて途上国ですとか、あるいはいわゆるスモールアイランドカントリーのようなところ、場合によってはいわゆるタックスヘイブンと言われているようなところも含めて今、議論に参画しています。

#### 〔「BEPS プロジェクト」の三本柱〕 国際課税関係資料 (6 ページ)

BEPSプロジェクトで何を重視して進めてきたのかということですが、大きく柱としては3つあると考えていて、1つ目は実質性、これは払うべきところで税金を支払っていただけるような仕組みを作るということで、グローバル化、デジタル化が進む中で経済活動の実態に即したルールを作る、これはルールメイキングのところということかと思えます。

左下の透明性の部分は、いろいろな情報交換を各国の税務当局間で進めたり、あるいはグローバル企業の方からもいろいろな情報を各国の税務当局に出していただくことによって透明性を確保していくという取り組みです。

右下は予見可能性ということで、これは特に、実際に企業で財務を担当されている方の視点からすると、租税に係る紛争、いわゆる二重課税の問題の発生や、いろいろな新しいルールができることによって不確実性が増します。そういうものをできるだけ排除するために、これまでバイの租税条約でいろいろ対応してきたわけで

すけれども、それをさらに強化していくような取り組みを併せて進めています。

### 〔「BEPS プロジェクト」最終報告書の概要〕 国際課税関係資料（8ページ）

続きまして、2015年にまとまったBEPS最終報告書の概要ですが、大きく分けると行動としては15あるわけですが、幾つか例をお示しさせていただきます。Aの実質性の部分では、(1)の電子経済の発展への対応について、日本では平成27年度税制改正で国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税方式の見直しを、この最終報告書を踏まえてさせていただいております。この議論の積み残しの課題として、足元のpillar 1、pillar 2の議論があるということかと思えます。

それ以外にも(2)の方で、各国で国際的な一貫性をもって税制を作っていくというところで、例えば行動3の外国子会社合算税制の強化について、これも最終報告の内容を踏まえて日本では平成29年度税制改正で対応しています。行動4の利子控除の制限、これも従来からあった過大支払利子税制について令和元年度税制改正で対応しました。そういう形で徐々にではありますけれども、日本としていろいろな法制度の整備を進めています。

同じように右上の透明性ですと、いろいろな情報交換が進められており、あるいは右下の予見可能性ですと、(5)の法的安定性の向上というところがありますけれども、紛争解決メカニズムの構築ということで、いろいろな租税条約を日本としても拡充する中で対応してきています。これが、2010年代を通じて取り組んできたBEPSプロジェクトと、日本としてどういう対応をしてきたかということをもとめた資料になります。

ここから先は、今まさに足元で議論されている経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題ということで、pillar 1、pillar 2の議論のご紹介をさせていただきます。第I部の方では主に

pillar 1の説明をさせていただければと思います。

### 2. 経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題 〔経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題〕 国際課税関係資料（10ページ）

まず、資料の10ページをご覧くださいと思います。経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題について、なぜ議論が必要になっているのかということにつきまして、まず2つ挙げています。1つは、過去100年くらい続いてきたと言われてはいますが、いわゆる物理的拠点（PE：Permanent Establishment）なければ課税なしという原則（PE原則）が、時代にそぐわなくなっている部分があるのではないかと、特にデジタル化が進む中で、市場国に全くPEがない中でビジネスができる、そういうことがより多く見られる中でどうしていったらいいのか、ルールとしてやはり変えていく必要があるのではないかとという視点です。

2つ目は、独立企業原則に基づく利益配分ルールと黄色でハイライトさせていただいておりますけれども、従来であればいわゆる移転価格税制の枠組みの下で、そのグループ内部の国際取引については、独立した企業同士であれば成立したであろう独立企業間価格で取引が行われたものとして所得を計算するというやり方をしてきたわけですが、無形資産の重要性が増してくる中で、この枠組みだけで必ずしも捉えられないようなケースが出てきているのではないかと問題意識がより強まっているということです。

そういう中で②でございますが、軽課税国へのBEPSリスクが増してきて、これにきちんと国際社会としても対応していく必要があるのではないかと問題意識が強まっています。また、この資料で明確に書いていませんけれども、3点目として特に足元で議論になっている重要な点として、既に若干触れましたように、国際的なLevel Playing Fieldの確保です

とか、あるいは法人税の引下げが1980年代くらいから40年にわたって続いてきた中で、それに少し歯止めをかけて、各国ともコロナで多額の財政出動を行った後の財政の持続可能性を確保していく取り組みの一環として、法人税のよりバランスの取れた課税をしていくことも大事なのではないかと、という問題意識が強まっています。この点も、①、②に加えて背景としてあるのではないかと考えているところでございます。

ここから先は、具体的な第1の柱の内容についてご説明をさせていただければと思います。資料は16ページまで飛んでいただければと思います。

### 3. 第1の柱 国際課税原則の見直し

(市場国に対し適切に課税所得を配分するためのルールの見直し)

[第1の柱：市場国への新たな課税権の配分] 国際課税関係資料 (16ページ)

第1の柱は具体的に何をするかということですが、左側の図をご覧くださいますと、PE原則を見直し、PEで捉えられない、従来では市場国で課税できないようなケースについて課税を認めるのが第1の柱ということになります。

左側の図をご覧くださいますと、多国籍企業がどこかの国にあって、企業所在地国とは異なる市場国に対してビジネスを提供する、このビジネスの提供の仕方が音楽の配信、映像の配信、あるいは広告を出す、いろいろなやり方があると思いますけれども、特にデジタルの技術を通じてビジネスを提供する場合、市場国の方に何ら物理的拠点がなくとも多額の売上が発生する事例が年々増えてきています。そういう中で、今のPE原則ですと、物理的拠点がなくて市場国の方では課税ができません。市場国ではカスタマーがいることにより生み出された価値があるにもかかわらず、市場国側で課税ができない今のPE原則はどうなのだろうかという問題意識の下、新しいルールを作ろうと議論してい

ます。

具体的にどういうことをするかについて、右側に書かせていただいています、まずどのくらいの企業が対象になるのかということですが、グローバルに見て非常に大きな企業、大体、全世界で見ても100社くらいと言われています。売上高200億ユーロ超で利益率が10%を超えてくるような、非常に大きい、かつ、利益水準の高いグローバル企業が念頭に置かれている制度です。

その上で、この多国籍企業グループの利益率の10%を超える部分、これを超過利益と見なします。その超過利益と見なされた部分の20~30%を市場国に配分することになります。この配分された利益が市場国において、市場国の税率によって課税されるというのが、pillar 1の基本的な内容です。市場国に利益Aを配分するに当たっては、右下の吹き出しで書いていますけれども、売上等に応じて配分することが考えられています。今は20~30%と幅を持った数字を書いていますけれども、この数字の具体化をこれから10月の半ばまでに交渉して決めていくことになっています。

[BEPS 包摂的枠組みの大枠合意 (2021年7月) 第1の柱①] 国際課税関係資料 (17ページ)

17ページから少し文字ベースで、より詳細に第1の柱の説明をさせていただければと思います。

課税対象につきましては、先ほど申し上げましたように全世界売上が200億ユーロ超、かつ、利益率10%超の多国籍企業となっています。pillar 1の実施に当たってはマルチ条約が必要になりますけれども、このマルチ条約が発効してから7年後にその実施状況をレビューして、その時点で円滑に制度が実施されているということであれば、この200億ユーロの閾値を100億ユーロまで引き下げる、これによって対象企業を拡大しようということが、既に合意事項に含

まれています。配分割合につきましては、先ほど申し上げましたように超過利益の20~30%、具体的にその20~30%の間のどこにするかというのは、10月に向けて交渉していくということでございます。

次のネクサス（課税根拠）でございますが、こちらは市場国側で利益 A の配分を受けられる国はどのような国なのかということですが、手続きの簡素化のようなところも含めまして、それなりに規模のある市場国として、売上が100万ユーロ以上あるような国にしようということです。ただし、先ほど IF メンバーの中でもスモールアイランドがあるという話をしましたが、GDP が小さい国には少し低めの閾値を設けようということで、GDP が400億ユーロ（5兆円弱）よりも少ない国に対しては、25万ユーロの売上があればネクサスを認める、市場国としてカウントするということが合意に含まれています。

次のセグメントの部分ですが、これは例えば、売上が非常に大きいものだけでも、企業全体としては利益率が10%に達していないので、全体としては利益 A の対象になりません、pillar 1 の対象になりませんという会社であっても、その会社の中の一部のセグメントだけを取り出してみた場合に、依然として売上の閾値を超えていて、かつ、そのセグメントにおいては利益率が10%を超えているような場合に、セグメント単位で pillar 1 の対象にするということが、併せて決められています。

#### 〔BEPS 包摂的枠組みの大枠合意（2021年7月）第1の柱②〕 国際課税関係資料（18ページ）

もう1つこれまでお話ししていない pillar 1 の重要な論点として、税の安定性という点があります。pillar 1 の下では、ある国からある国に課税所得が移りますので、様々な税の紛争がいろいろな国にまたがって起こることが事前から想定されます。こうした中で、利益 A に関

する全ての争点について、義務的・拘束的な紛争解決のメカニズムを、pillar 1 のパッケージの一部として導入することが議論されております。これについて特に途上国などから懸念が示されていますが、何らかのルールを入れようということでも今議論をしています。

次の一方的措置ですが、こちらはデジタル・サービス・タックスとして、既に pillar 1 の合意を待たずに、デジタル企業に対して売上税のような形で課税をしている国々がございます。pillar 1 の仕組みが入った暁にはそういった一方的措置、各国が独自に入れているデジタル・サービス・タックスや類似の制度は廃止をする、ということの基本認識として共有しています。

そういう中で、どういう措置を対象にどういうスケジュール感でデジタル・サービス・タックスや類似の措置を廃止していくのか、これをこれから議論する予定です。10月の段階で、できるだけ具体化を図るという方向で今、議論しています。

最後に実施目標、タイムラインですが、pillar 1 の実施には多国間条約が必要だと申し上げましたが、条約の案をこれから、恐らく10月を越えて引き続き議論ということになると思いますけれども、2022年のなるべく早い段階で作った上で署名開放し、各国が国内手続きを終えて2023年中には適用を開始したいということで今、議論しています。

この後の何ページかの資料は、今お話しした内容をステップ・バイ・ステップでご説明しているものですので、資料の24ページをご覧ください。

#### 〔暫定的措置（デジタル課税）に関する諸外国の主な動き（2021年8月時点）〕 国際課税関係資料（24ページ）

デジタル・サービス・タックスの話をしきりいただきましたけれども、現状ですとこの資料にあるような国々で、一方的措置としてデジタル・サービス・タックスが導入されていま

す。G7で言えばフランス、イタリア、イギリス、あとはカナダも2022年1月から施行予定となっています。日本企業の皆さまと話をしていると、特にインドの平衡税について、手続きとしていろいろなものが必要になってくるということをお聞きします。また、EUはコロナ対応としていろいろな計画を作って、そのファンディングとして幾つかの案も出していますが、その中の1つがデジタル賦課金です。元々は6月に制度の概要を提案すると言っていたのですが、足元でIFの議論が進んでいるので、少しそれを見守るという形で、実際の中身の発表は秋まで保留ということになっています。

少し資料を飛ばさせていただきますけれども、まず私の方からpillar 1の概要ということで、BEPSのこれまでの経緯と併せてご説明をさせていただきます。私からは以上になります。

---

## II. BEPS プロジェクト及び国際課税原則の見直しに対する意見・質問

(吉村) 木原さん、大変複雑な仕組みですが、短時間に、しかも分かりやすくまとめていただきまして、本当にありがとうございます。

それでは、ここでパネリストの皆さんから順次ご質問・ご意見を頂戴したいと思います。最初に青山さん、どうぞよろしく願いいたします。

---

(青山) それでは、私の方から最初にBEPSプロジェクト全体と第1の柱に分けて幾つかコメントと質問をさせていただきます。

まずその前に、今、大変詳細なご説明を頂きましたけれども、財務省の参事官室が特にこの

デジタル課税についてのOECD Inclusive Frameworkの検討の中で、タスクフォースの中心的メンバーとして多大な貢献をされたというふうに伺っております。このご貢献に対して敬意を表したいと思います。

そこで、木原さんのBEPSプロジェクト全体の流れの説明についてですが、先ほどの説明にございましたように、10月に詳細な実施計画、それから設計項目の最終化が完成されますと、ようやく長年にわたるBEPSプロジェクトの使命が一応終了するということになります。ただ、デジタル経済対応の議論が6年間の長期間にわたりました。この間、2015年の最終報告書当時から見ますと、かなり経済環境の変化、特にデジタル化の一層の進展などに加えてGAFAなどによる市場独占、こういったものが強まったと感じております。

### 〔実施スケジュールについて〕

そうした中で完成間近のBEPSプロジェクトの全体について3点お尋ねいたします。1点目は、最後の締めくくりとして提出された実施のスケジュールについてです。2つの柱とも、これは後ほどまた第2の柱についてもご説明いただけたと思いますが、2022年の税制整備、そして2023年の実施ということで、かなり前のめりのスケジュールのようにも感じられます。これもその未確定事項のボリュームとか、それから協議の難航の可能性、特に途上国、先進国の間での課題、こういったものを見ますと、果たしてこのスケジュールでうまくいくのかということについて懸念が持たれますが、この点についてどのような見通しを持っておられるのかお伺いしたいと思います。

### 〔新興国・途上国への支援、モニタリング状況〕

2つ目は、先ほどBEPSについてはモニタリングをしっかりとやっていくのだというご説明がございました。特にミニマムスタンダード基準のものがきちんと行われているかどうかを中

心に行われているようです。そこで、国際課税関係資料8で個別の整備状況をご説明いただきましたけれども、わが国のような優等生的な立法対応は他の国ではどの程度行われているのでしょうか。特に移転価格やPE帰属所得、さらには紛争処理システムなどの改革は、そういうことをやるに当たっては支援を必要とする新興国、途上国ではどのように実施されているのか、これはわが国の産業界にとって大変関心の高い事項でございます。国際機関との協調関係もご説明がございましたけれども、これらの支援、モニタリング状況について今少し詳しく教えていただければと思います。

#### 〔税に関する情報交換の推進との連携の見通しについて〕

そして3点目、税に関する情報交換の推進との連携の見通しについてお尋ねします。先ほどは、3点セットでBEPSの趣旨は達成されるのだということ で情報交換についても触れられました。BEPSプロジェクトの下では実体法での勧告に加えて、国別報告書などによる企業情報の開示やルーリングの開示など、課税情報の拡大が行われていますが、他方で共通報告基準などによる金融口座の情報交換やプラットフォーム企業からの情報収集など、税の透明性の確保に資する情報交換の取り組みもグローバルフォーラムで進展していると伺っています。少し気が早い話ではありますが、これらを併せてもしポストBEPSのOECDでの活動の焦点はどのような方向に向いていくのかということについて伺えればと思います。

以上は、BEPS全体についての質問でした。次が、第1の柱についての質問になります。私自身、経団連の21世紀政策研究所で企業の方々と2つの柱問題を議論してきました。そこでの要望を踏まえると、これまでの移転価格やPE帰属主義の課税と並行して新設される市場国への課税権配分は、重複負担が発生しないような丁寧な仕組みと予測可能性を高めるための

事前協議を含めた紛争防止措置が必要と考えます。その観点からは市場国への新しい課税権配分が、高い閾値でかつADSとCFB、即ち、デジタルサービス+コンシューマー向けのビジネスという執行上困難な対象事業の定義認定を回避して提案されましたことは、実効性の観点から歓迎できると思います。市場国の要請に配慮したと思われる7年後のレビューで閾値を半減する案についても、制度の円滑な実施を条件にしたのは賢明と考えています。

#### 〔連結財務会計に基づく課税標準の確定〕

そこで、簡単に4点の関心事項についての質問を申し上げます。1番目は、連結財務会計に基づく課税標準の確定は、各国、各種企業グループが採用するGAAPによっては不平等が発生する可能性があるものの、許容できる期ずれの範囲とも考えられます。第2の柱とも関係いたしますが、この問題についてどのような議論が行われてきたのか教えていただければと思います。なお、セグメント別計算は例外的に実施するように求めていますけれども、その区分けは企業の開示情報を尊重すべき、これは企業の負担を少なくするためという趣旨でそのように考えますがいかがでしょうか。

#### 〔源泉地ルール〕

2点目、源泉地ルールについて先ほどネクサスルールとして市場国へ課税権を配分するための現地の売上を測定するルールを、これは青写真（ブループリント）では非常に詳細かつ煩雑なルールが提示されておりました。ビジネスからはこれに対して大きな反発があったと思います。これはどのように解決されたのでしょうか。教えていただければと思います。

#### 〔既存の課税との二重計上リスクへの配慮〕

そして3点目、既存の課税との二重計上リスク、これは既に物理的拠点があって、そこに対して移転価格税制等で利益が適正に配分されて

いる場合の、今回の新しい利益 A の配分額を減額するセーフハーバーは必要と考えますけれども、具体的にどのような検討がされているのでしょうか。

#### 〔紛争解決メカニズム〕

最後に紛争解決メカニズムについてです。義務的・拘束的な紛争解決メカニズムについてはどのような制度設計を考えておられるのか、特に仲裁制度に否定的だった途上国の反応はいかなるものでしょうかという点です。以上、よろしくお願いたします。

---

(吉村) それでは、続きまして幸福さんからご質問・ご意見を頂戴できればと思います。よろしくお願いたします。

---

(幸福) 木原さん、分かりやすいご説明を頂きありがとうございます。私の方からは、企業の税務担当者という視点から4点ほどお伺いしたいと思います。その前に、まず企業の税務担当者には2つの顔があるということをお伝えしておきたいと思います。

1つ目は、もちろん納税者としての顔です。それともう1つは、税制を社内で浸透させる役割を担うという顔です。会社の申告書は税務担当者だけが頑張ればできるというものではありません。会社の中で事業を担うそれぞれの部局に制度を理解してもらって必要な情報を提供してもらい、そういう営みをしないとイケませんので、会社の中で税制の目的、趣旨、そういうものをしっかり説明していかないといけないという立場です。こういう観点から、一部青山さんと重複しますが、第1の柱について4点、お伺いします。

#### 〔納税者の関与について〕

まず1点目は、納税者の関与です。ご説明が

あったように、第1の柱はある国からある国に税収の再配分としての機能を担うということですので、これに限定すればある国からある国への再配分は政府間で実現していただくという理解でよいでしょうか。再配分に必要な情報の提供はともかくとして、再配分のプロセスそのものを納税者が担うということになると、本来不要な還付のリスク、あるいは納税者から国への資金の移転という元々のデザインとは違うものも出てくるかと思います。これは避けていただきたいと思います。実際の施行に際して国家間の税源の再配分に納税者が関わるといったことは最低限にさせていただくようお願いしたいと思います。

#### 〔会計基準の取扱いについて〕

2点目は、会計基準の取扱いです。先ほどの御説明にもありましたけれども、第1の柱では売上高の測定が重要となります。最近でも国際会計基準の新基準の適用によって、売上高が大きく増減するという会社も多くなりました。このような会計基準の変更というのはそのまま受け入れるということで国際合意は取れているのでしょうか。また、セグメントのお話もありましたけれども、事業のくくりであるセグメントは経営者の評価に基づくもので、同じ事業をしてもそのくくり方は企業によって異なります。実際の経営評価で用いられ、監査上も容認されているものは今回の国際合意でも尊重されるという理解でよいでしょうか。

#### 〔既存の PE 課税や移転価格課税について (対象事業・企業・利益率)〕

3点目は、今回の国際合意の位置付けについてです。今回の国際合意では結果的にデジタルにこの pillar 1 でも事業を限定していません。また、歴史的な合意として国際課税の原則を修正しているということからすると、国際課税における普遍性のある合意と捉えてよいでしょうか。あるいは対象企業を限定して、日本企業も

あまり影響を受けないという報道もありますけれども、そういう見込みのように、必ずしも普遍性のある合意ということではないと理解すればよいでしょうか。この質問は途上国への対応という観点です。途上国ではPE課税、移転価格課税を通してグローバルな利益に対して高い帰属率、あるいは利益率を認定してくるという手法がよく見られます。それらと比較すると、今回の合意はある意味穏やかな形にも見えます。今回の合意が多国籍企業における本社機能、あるいは重要な機能、そういうものに対する価値を相当程度認めた上で、市場国への配分を部分的に認めたという考え方なのか、あるいは先ほどのお話にあった物理的な拠点が無いという場合とか無形資産に対するあくまでも特例的な措置なのか、そのあたりを、多くの途上国が合意している経緯ということも含めてお伺いしたいと思います。

#### 〔利益Bについて〕

最後の4点目は、利益Bについてです。3点目と重複するかもしれませんが、今回の合意はあくまでも利益Aのみで、利益Bについては2022年に向けて継続協議と理解しています。物理的な拠点を持っている場合の課税の考え方について、今回の合意を踏まえて、今どのような方向になっているのかということ、可能な範囲で教えていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

---

(吉村) それでは、次に渡辺さんの方からご質問・ご意見を頂きたいと思います。よろしくお願いいたします。

---

(渡辺) 私の方からは大きく4点、コメントおよび質問をさせていただきます。

#### 〔ブループリントとステートメントの関係〕

最初は、ブループリントとステートメントの関係です。2020年10月のブループリントの内容は大変詳細で分量も多いものでした。しかし、結論を出すというよりは方向性について両論併記されていたり、具体的な数値を入れていなかったりする部分も目につきました。それに対して、今年の7月1日にOECDから出されたステートメントの内容はとても簡潔で、骨子だけしか書かれていないように感じます。そこで、今後の議論のためにもブループリントの内容で既にアウトオブデートになった部分などありましたら、この場でご教授いただけますと助かります。例えば、ブループリントの段階では議論する必要があったけれども、今はもう決着がついてしまったと思われるような部分があれば知りたいと思います。

#### 〔途上国への配慮〕

2番目は、途上国への配慮についてお伺いしたいと思います。2015年のBEPS最終報告書から今年7月1日のステートメントまでの流れを見てみると、多国間交渉の重要性と合意に至る難しさが伝わってきます。当事者である担当官の方たちは大変な苦勞をされたのではないのでしょうか。また、今回の合意については政権交代によってアメリカの態度が変わったことが大きいと言われていますが、途上国の要求にどう応えるかという問題もあったと思います。例えば、対象企業の数が大きく絞られ、かつデジタルに限らないとされたのはアメリカへの配慮があったようにみえるのですが、その一方で、途上国からの合意を得るために、国連モデル条約12条B案の動向などを横目で見ながらの交渉になったのではないかと推測しております。このあたり実際どうであったのか、できる範囲でお聞かせいただけないでしょうか。資料の5ページの図を見ると、BEPSのIFを構成する国にいかに途上国、新興国が多いかということが分かります。これらの中には、国連の議論において主導的な役割を果たしている国もあると

思われます。OECDでの合意を取り付けるために、日本を含めた先進国が妥協を強いられた点がないのかどうかご教授いただけますと幸いです。

#### 〔一方的措置〕

3つ目は、一方的措置についてお聞かせください。まず、日本はデジタルサービス税(DST)の導入について考えていないということでしょうか。それとも交渉がうまくいかなかったための、まだDSTの導入の可能性は残されているのでしょうか。先ほど優等生というご発言が青山先生からもあったと思うのですが、例えば金子宏先生の『租税法第23版』の561ページは、ご説明で使われた資料の8ページの図とほぼ同じものを掲載した上で、「日本はドイツとともに優等生のような位置を占めている」と記されています。OECDでも日本の態度は高く評価されているのであれば、仮に日本がDSTを導入するつもりはないとしても特に驚くものではありません。

次に、一方的措置に関するステートメントの記述は、“all Digital Service Taxes and other relevant similar measures on all companies”となっているわけです。この“relevant similar measures”の中には、例えばインドの平衡税は入ると考えてよいのでしょうか。平衡税はデジタル取引だけをターゲットにしたものではありませんが、強烈な一方的措置だと思います。今回第1の柱の対象がデジタル関連企業に限られないことになったので、DSTだけでなく平衡税も取り下げの対象になっているようにも読めます。一方で、利益Aの対象となる企業は100社に限られてしまったわけですから、そのリストに入ってこない企業については引き続きDSTや平衡税の対象になることも考えられます。もし日本がDSTを導入しないと考えているのであれば、この際、他国の一方的措置は一扫したいところです。しかしこれらを課している国からすれば、なかなか取り下げたくない

というのが本音ではないでしょうか。

例えば資料の24ページで示されているEUのデジタル賦課金においても、「2021年7月のOECD/G20の大枠合意を踏まえて秋ごろまで留保」とあります。大枠合意をしたのに留保するのはなぜか、それとも取り下げる動きが既に起こっているのかどうか、わかる範囲でお聞かせいただけますでしょうか。

#### 〔会計情報への依存〕

最後は、会計情報への依存についてです。課税ベースの決定について、ステートメントでは“reference to financial accounting income, with a small number of adjustments”と書かれています。伝統的に日本の法人税法では企業会計における利益と租税法会計における所得の衝突や調和が議論されてきました。また、平成30年度改正で導入された収益の認識基準に関する法人税法22条の2について、そのような議論が再び盛んになる可能性もあります。今回のステートメントでは課税ベースの決定だけでなく、セグメンテーションや第2の柱におけるETRの計算においても企業の財務会計上の利益概念が用いられています。

第2の柱についてはこの後で詳しいご説明があると思いますが、会計情報に関することなのでここでまとめて質問をしたいと思います。ブループリントでは、国際的最低税率15%に関して、親会社の財務会計基準(parent financial accounting standards)を使用するとされており、簡素化のオプションについても示されています。これはセクションの1.2とかセクションの5あたりに書かれているものです。また、これも後でご説明があるはずですが、資料の33ページのビルディング・ブロックの二つ目「実効税率(ETR)計算・最低税率」において、最終親会社の会計基準に基づく個社の財務諸表上の利益が基準になることが示されています。そうすることによって、子会社が存する国ごとの税務会計のルールに従って所得や利益を再計算する

コストや複雑さが回避されるからであって、IFRSとUSGAAPの間の簿価調整が要求されることもないのだと思います。日本で言えばIFRSとJGAAPのいずれの方でもよいということになるのではないかと思います。

ここで、課税に関するルールが会計に基づいているのは、簡素化が主な理由と考えてよいのでしょうか。これが質問です。特に新しい制度を立ち上げる際に複雑化は避けなければいけません。従って合意を得るためにも、できるだけ当事者や行政庁の負担のかからない方法が選ばれたということでしょうか。仮にそうだとした場合、例えば国別報告書(CbCR)のような報告義務あるいは開示義務を履行するために会計情報を使用する場合は異なっていて、今回は課税ベースや税率に会計情報が直接影響を与える可能性があるようにも見えますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。私からは以上です。

---

(吉村) それでは、お三方からご質問・ご意見を頂きましたので、木原さんの方からご回答いただければと思います。木原さん、よろしく願いいたします。

---

(木原) 青山さん、幸福さん、渡辺さん、ご質問、コメント等を頂きましてありがとうございます。幾つか似たようなご質問をまとめて、私の方から回答させていただければと思います。まず、青山さん、渡辺さんから、2010年代に議論していたBEPSの合意事項の実施状況についてコメントがございました。日本の取り組みについて、ねぎらいの言葉を頂いてありがとうございます。実際に担当しているメンバーにも、きちんと伝えたいと思います。

#### 〔BEPSの合意事項の実施状況について〕

日本のBEPS合意の実施状況が、具体的に

グローバルに見てどの程度なのかということについて、一覧性があるような形ですぐお出しできるようなデータはないのですが、個別の行動ごとにいろいろなピアレビューが進んでいますので、ご紹介できる数字をお示ししてご説明させていただければと思います。

例えば、行動5の有害税制への対抗でございますと、ピアレビューした国が94カ国ある中で、日本も含めて62カ国が無勧告、つまり基準を既に満たしています。行動6は租税条約の濫用防止ですが、日本ですと、審査対象となった条約が適用国数で73、そのうちの30が既にミニマムスタンダードを満たしています。73分の30が満たしていますが、この割合で見ると、日本は、今、137カ国中9位くらいということで、他の国と比べても、既にスタンダードを満たしている割合が非常に高くなっています。

他に例として挙げられるのは行動13で、これは多国籍企業のいろいろな報告制度ですが、日本はミニマムスタンダードを全て遵守ということになっています。131カ国くらいで既にいろいろな形でレビューされており、大体70~90カ国くらいで取り組みが進んでいますが、日本のように全てについてスタンダードを満たしているところは必ずしも多くありません。最後に、行動14は紛争解決メカニズムですが、こちらは、法制面について6つの評価項目がございます。それぞれの項目について勧告を受けた租税条約の数の割合の平均値を見ますと、日本は3.1%ということで、勧告を受けた割合は非常に低いわけですが、例えばドイツですと6.1%、他のG7諸国はこれが10~16%くらいになっています。日本も比較的古い租税条約については勧告を受けていますが、他の国と比べても取り組みとしては非常に進んでいるということが言えると思っています。

併せて、青山さんの方から新興国、途上国を念頭に国際機関との協調体制についてのお話もございました。BEPS合意を実施していくに当たって、特に途上国をきちんとサポートしなけ

ればいけないという点は、税と開発というテーマで、IF や G20の枠組みで最近ずっと議論されています。途上国でも国際スタンダードを遵守してもらったり、あるいは domestic revenue mobilization と言ったりしますけれども、国内できちんと資金動員する、援助の資金も大事だけれども、やはり自国できちんと税収を上げていくことも大事だという目的意識の下で、OECD、IMF、世銀、日本の場合は特に ADB もございますが、そういうところに日本として資金拠出をしながら技術支援でしっかりサポートしていくということをやらせていただいています。

#### 〔ブループリントとステートメントの関係について〕

2点目で、渡辺さんからブループリントとステートメントの関係ということで、ご指摘がありました。ブループリントは非常に大部の文書であった一方で、7月のステートメントは簡潔なものとなっております。一番分かりやすい違いとしては、pillar 1のスコープについて、ADS、CFBに限定していたものが業種を限定しない形へと拡大したという点があります。他に幾つか例を示させていただくと、数字の部分では多くのところで具体化されたということだと思います。例えば、スコープはブループリントの段階では収入の閾値が7.5億ユーロから100億ユーロの範囲でしたが、最終的に200億ユーロになったりですか、利益率の閾値もブループリントでは8~25%のレンジだったものが10%になっています。

あと収入の源泉地について、ブループリントの段階では源泉地の特定はヒエラルキーアプローチということで、指標が階層ごとに提示されて、上位の指標が利用できない場合はそれより下の指標を採用していくような、やや複雑な仕組みが提案されていました。現時点では簡素化の方向から、企業ごとに信頼できる方法、reliable method と英語では言っていますけれど

も、そういう方法で何か別のものを指標として見つけていこうという議論になっています。

同じように pillar 2についても具体化された部分としては、例えば国際海運所得の除外について、ブループリントでは今後検討になっていたのが明確化されています。

あるいは、pillar 2についても一部の企業のみ、売上が大きい企業のみが対象になるわけですが、今回の合意の中で、それより売上が小さな企業に対しても、IIR という、あとでご説明させていただきますけれども、pillar 2の適用を可能にする道を開いても構いませんということをはっきりさせたりですとか、あとはカーブアウトのマークアップ率について具体的な数字を入れたり、スプリット・オーナーシップ・ルール、これも pillar 2の話になりますけれども、そういうものを少し具体化させるということも議論として進んでいます。

#### 〔途上国への配慮について〕

続きまして、同じように渡辺さんからお話のありました途上国への配慮、交渉の過程でどういふダイナミクスがあったのかということですが、渡辺さんのご指摘のとおり全体の IF メンバーは140カ国で、新興国・途上国も非常に多い中で一つのルールを作らなければいけないという交渉になってまいりますので、基本的にはなるべく各国歩み寄りの姿勢を見せながら、少しでも多くの国の参加を確保しなければいけない。ただそういう中であっても、実質的な内容がある、要するに抜け道の多いルールではなくて、本当に意味のあるルールをどうやって合意としてまとめていくのが非常に大事だということで日々取り組んでいます。渡辺さんがおっしゃったように先進国、途上国の対立軸というのは、もちろん非常に大きな論点の1つとしてありますが、他にもタックスヘイブンの国があり、あるいは国ごとに産業構造も違いますので、様々な立場の違いを背景にした鋭い意見の対立、そういうものが絶えずあります。

そういう中で、途上国に特に配慮が示された項目について申し上げます。1点目は、pillar 1の下で、紛争防止・解決メカニズムが非常に重要な要素の1つとして議論されていますが、こちらについて途上国全てではありませんけれども、今までのトラックレコードを見て大丈夫であろうという一部の途上国について、紛争解決の制度を選択的な制度にするということを入れております。他にも、pillar 2の方でご説明させていただきましても、STTRという租税条約を使った、GloBE (Global Anti-Base Erosion) ルールの仕組みよりも簡易な形で途上国の方で課税できるような制度を盛り込んでいます。ただ、他方でSTTRは全ての国に導入を義務付けるわけではないので、先進国にもある程度歩み寄りをしています。そういう形でバランスを取りながら、7月の合意はまとめられています。

#### 〔会計基準の取扱いについて〕

続きまして、これはお三方全員からご指摘いただいた点ですが、財務会計と税務会計、特に今回のpillar 1、pillar 2ですと財務会計に依存するところが非常に多い中でどうなのか、併せて渡辺さんからは特にpillar 2ですと課税ベースの話にも直接影響がある中でどうなのかという話がありました。基本的な認識として、pillar 1、pillar 2ともにグローバルに新しい制度を入れなければならない中で、各国が比較可能な形で、できるだけconsistentなベースを使わなければいけない。そういう中で、pillar 2については税率も含めてですが、課税ベースをなるべく共通のものにしなければいけないという前提条件があります。各国の裁量で相当程度が決まってくる税務会計ではなくて、財務会計を1つの取っ掛かりとして使うということが、簡素化の観点からも現実的な方策として出てきたアイデアだと認識しております。

ご指摘のとおり、いろいろな財務会計の間で差異はあるわけですが、現時点の共通認識とし

ては、IFRSとそれに準拠する日本を含めたGAAPのみが許容されるということになっています。それ以外の会計基準については、重大な競争上のゆがみがない場合においてだけ使っていていいということが、共通認識として示されています。その上で、税務会計と財務会計のブリッジとして、一時差異の調整という言い方もしますけれども、税金費用ですとか、賄賂や罰金の足し戻しについては、事務負担に配慮してきちんと手当てをしていくということを議論しています。

あとは、幸福さんから企業会計の変化と、それが税負担にどういう影響があるのかという話がありました。こちらについては、現行の日本の租税法もある程度企業会計に準拠して計算を行うことにはなっていますので、財務会計のルールが変わった場合に、それに応じて企業の税負担が変わってくるということは、現行の日本の税制の世界では既に見られることだと思います。実際には個別の内容をきちんと見ていくことが必要ですが、企業会計のルール変更に伴って税負担に影響が出ること自体に問題はないということかと思えます。

あとは、これは議論していてなかなか難しいところがあったと認識していますが、様々な財務会計基準をなるべくconsistentなものにしようという取り組み自体はこれまでもございますし、今後も続いていくと思っています。

#### 〔セグメント情報の開示〕

続きまして、青山さん、幸福さんからお話がありましたセグメントの部分でございます。こちら先ほどの企業会計の部分と重なりますが、基本的には企業の開示セグメントを尊重するという方向で、今、議論がされています。

企業会計基準では、マネジメントアプローチという方式を採る中で、経営上の意思決定を行って業績を評価するために経営者の皆さまが事業の構成単位に分割した方法を基礎としてセグメント情報を開示する、というルールだと認識

しています。

個々の経営者の方々の裁量が完全に認められているわけではなくて、そもそものセグメントの目的に合致しているのか、あるいは一定の集約基準、量的基準、いろいろな基準があると聞いています。また、どういうルールに基づいて、どういう考え方に基づいて事業セグメントを識別したのかというメソドロジーをきちんと開示する、という制約もかかっています。企業の既存の開示セグメントは、ある程度信頼に足るものであろうという前提の下で、今の制度設計になっています。

ただし、完全に恣意性が排除されるかどうかという点はきちんと考えなければいけないため、実務的な負担を考慮しながら、意図的なセグメント操作に対してどういう対応が必要なのかについて、今回の合意の一環として考えていくことになっています。

#### 〔国際合意の位置付け〕

続きまして、幸福さんから、今回のこの pillar 1 の課税を普遍性がある合意と考えていいのかというご質問がございました。一義的に、あるいは端的にこうです、という回答を申し上げるのはなかなか難しいかもしれませんが、今回の新しいルールに基づく課税権の配分が導入された後でも PE 原則自体は残ります。そういう意味では経済のデジタル化に対応するために、今までの制度をいわば補完するような形で市場国における価値創出を認めて、少なくとも当面は企業数も限られますので限定的にはなりますけれども、市場国における課税権を一定程度認めるというのが pillar 1 です。2つの課税方式が並立しますので、それに伴ってきちんと二重課税の除去の仕組みも入れる必要があるというのが、今の議論の構図なのかなと考えています。

途上国の現場では、幸福さんがおっしゃるように、いろいろな形で課税権の主張があるかと思えます。他方で、少なくとも pillar 1 の文脈に限っては、PE がなくて課税できない、課税

権が全くないことに対する不満感をバックに、これまでの議論が進んできていると認識しています。

#### 〔源泉地ルールについて〕

次に、青山先生から、源泉地ルールについてブループリントが非常に複雑なルールを提案していたので、それについてどういう議論がなされているかというご質問がございました。ブループリントの段階で、例えば独立第三者経由の販売について、源泉地を決めるための理由で契約変更を強いられることに対して、産業界から非常に強いご懸念が示されてきました。こういうご意見も踏まえながら今、議論を続けていますけれども、税収の確保と併せて、産業界の過度な負担を回避するという点も実現できるような制度に向けて、各国とも知恵を絞っているというのが現状です。

基本的な考え方として、最終市場国を源泉地とするという考え方はシェアされていますので、それに向かって実現可能な枠組み、いろいろな指標としてどういったデータがあるのかを踏まえつつ、最終的に詰めの議論をしています。

#### 〔既存の課税との二重計上リスクへの配慮〕

同じように、青山先生から既存の課税との二重計上リスクへの配慮として、セーフハーバーのようなものがどのような議論になっているかというご質問がございました。セーフハーバーについては、マーケティング販売活動に関する利益を収入に対する固定率で決める、いわば簡易な形で決めた上で、市場国にある子会社や PE の利益がそれを上回っている場合には、その上回った部分については既に利益 A が市場国側で計上・課税されているということで、利益 A を配分しないという方向性が、ブループリントで示されています。その基本的な考え方は変わっておりませんので、具体的な制度設計について執行可能性も考量しつつ、テクニカルな議論をしています。

### 〔紛争解決メカニズムについて〕

続きまして、紛争解決メカニズムですが、これも青山先生から、具体的にどのような制度設計なのでしょうかというご質問がありました。紛争防止・解決メカニズムは、主に2つの区分に基づいてブループリントの段階から議論されています。1つ目は、利益Aそのものに対する紛争防止メカニズムです。こちらについては、希望する多国籍企業グループに対して審査パネルと決定パネルという2つの段階を念頭に、義務的・拘束的な手続きの利用を可能とする方向で今、議論しています。具体的なパネルのメンバー構成ですとか、どのようなプロセスで議論を確定させるのかという点について検討しています。

2つ目の利益A以外の紛争解決メカニズムとして検討されていた部分については、大枠合意において、利益Aの対象となる多国籍企業グループに対して、つまり対象の企業グループは限定されるわけですが、利益Aに関連する全ての紛争について、これには二国間のいわゆる移転価格の問題ですとかPEの問題が含まれますが、義務的・拘束的な紛争解決手続きを入れることになっています。具体的にどういう制度にするかを検討しているところです。

ただ、利益Aに関連する紛争に対して仲裁制度のようなものを入れることに対しては、途上国の方から強い警戒感が示されるという経緯があります。途上国の一部については、冒頭に私の方からも話をさせていただきましたが、選択的なメカニズムを用意するという形で議論がなされています。

### 〔政府間の税収の再配分について〕

続きまして、幸福さんから納税者の関与というところで、政府間で税収の再配分をするのかどうなのかという話がありました。この部分につきましては、pillar 1に国家間の課税権の配分という側面があるのは事実だと我々も認識しております。他方で、その配分自体は市場国

における納税義務の発生と、その税額について居住地国側で二重課税を除去することの結果として生じるものというのが、現行の交渉をしている中での理解です。したがって、国家間で資金移動を行うという制度を作るのではなく、納税者である企業の皆さまに納税の手続きをしていただく中で、所得がある国から他の国へ動くということが担保され、かつ二重課税も除去される仕組みを新たに作るということになります。

事務負担の軽減は当然念頭に置かれている重要な論点でございまして、例えば単一の事業体を通じて申告手続きを行うような案を今、具体的な中身として検討しています。まさに幸福さんがご懸念されているような問題があるが故に、紛争防止のようなメカニズムも併せて重要な要素として、pillar 1で議論されています。

### 〔利益Bについて〕

利益Bにつきましても、幸福さんからお話がございました。こちらは物理的な拠点があるところで、今の独立企業間原則に基づいて市場国に一定の利益率による課税を認めるという制度です。既存のルールの下で、簡素な方法により市場国にある拠点の利益を決めて課税できるようにしようという取り組みですが、利益Bの対象範囲、固定利益率、具体的な実施方法等を、これから1年かけて議論していくことになっています。

### 〔一方的措置について〕

最後に幾つかの論点については駆け足になりますが、渡辺さんから一方的措置、例えばインドのような平衡税というところも含めてお話がございました。日本としては、各国が独自にばらばらのデジタル・サービス・タックスのような制度を導入すると、税負担だけではなくて企業のコンプライアンス・コストも生ずるので、pillar 1にできるだけ早くマルチで合意をして、それを早期に実施すべきという立場でこれまで交渉を主導してきました。この考え方に現時点

で変更があるかという、それはないということだと思います。

どの措置を対象として、どのタイミングで一方的措置を撤廃していくのかについては、現時点で議論しているところ、というのがお答えできる範囲です。

#### 〔実施スケジュールについて〕

続きまして青山さんから、pillar 1、pillar 2それぞれ非常に野心的な実施スケジュールが示されているという話があったかと思えます。各国とも、非常に野心的なゴールが設定されていることを認識しています。他方で、特に年明け以降一気に議論のモメンタムが強まって進んできていますので、そのモメンタムを維持して、可能な限り早く合意を実施に移していこうという考え方の下で掲げられているゴールです。こういう目標も梃子にしながら、各国ができるだけ早期に国内手続きを進めていくことが重要だという認識の表れだと受け止めています。

#### 〔ポスト BEPS〕

最後になります。青山先生からポスト BEPS のようなものを見据えてどのようなものが考えられるかという話がございました。現時点で明確な見通しがあるわけではないというのが正直なところですが、幾つか既に新しい議論として始まっているものはございます。例えば情報交換ルールの見直しですと、暗号資産についてどのように対応すべきなのか、足元で起こっている変化にタイムリーに対応しなければいけないのではないか、という問題意識を持って議論しています。あとは同じようにデジタル関係になりますけれども、プラットフォーム事業者からどういう情報を各国税務当局が取るのか、それをどのように各国間で情報交換していくのか、こういう議論も足元では着々と進んでいます。特に税の透明性の分野においては、足元で様々な議論がなされています。

また、pillar 1、pillar 2につきましても非常

に大きく仕組みが変わりますので、導入して終わりということでは全くなくて、実施状況をピアレビューを通じてモニタリングしていくという作業が、これから非常に重要になってくると思います。それも踏まえながら、例えば pillar 1 の閾値を下げるのかという判断が7年後でありますけれども既に予定されています。そういった将来的な見直しを含めて、各国の実施状況をモニタリングしていくことが、今後の IF の非常に重要なテーマになると思っております。

すみません、少し長くなりましたけれども、頂いた問題意識に回答させていただきました。ありがとうございます。

---

(吉村) 木原さん、どうもありがとうございました。現時点で答えるのは難しい質問もあったかと思えますけれども、率直かつ分かりやすいご回答をありがとうございます。それでは、以上で第 I 部の「国際課税原則の見直し」について終わらせていただきます。引き続き第 II 部「グローバルミニマム課税の導入」に入らせていただきます。それでは最初に、木原さんからご説明をお願いいたします。

---

## Ⅲ. グローバルミニマム課税の導入

### 1. 第2の柱

〔第2の柱：グローバルミニマム課税の導入〕  
国際課税関係資料 (27ページ)

(木原) それでは資料の27ページからお話をさせていただきます。

第2の柱は、標題で書かせていただいていますように「グローバルミニマム課税の導入」ということで、背景としては、これは必ずしも経済のデジタル化だけではないのですけれども、軽課税国への利益移転リスクが増大していたりとか、2つ目の○印で書かせていただいている

すけれども、低い法人税率や優遇税制によって多国籍企業を誘致する国が実際にある中で、企業の公平な競争環境の確保の必要性、あるいは法人税の引下げ競争や産業空洞化への対抗という問題意識をバックグラウンドに、議論が進んできています。

下の方に書かせていただいていますけれども、その目的意識は何かということになりますと、必ずしもデジタル企業への対応ということではなくて、むしろ多国籍企業が経済活動の拠点をどこに置くのかにかかわらず、最低限の租税負担率を確保することを考えようというのがこの第2の柱の目的です。それにより公平な競争条件、Level Playing Fieldの確保を実現しようというのが第2の柱でございます。

#### 〔第2の柱：主要な2つのルール(イメージ)〕

##### 国際課税関係資料 (28ページ)

具体的に、第2の柱には主にどのようなルールがあるのかというのが資料の28ページです。基本的にはこの2つのルールと、後ほどご説明させていただく途上国向けのやや例外的なルール、この3つで pillar 2 は構成されます。こちらの2つのルールを、まとめて GloBE ルールと呼んでおりますけれども、その1つ目が(1)にある所得合算ルール、Income Inclusion Rule です。

下の絵で見ていただきますと、上の方の所得合算ルールと書いてあるものです。想定されているケースは、A国に親会社がありまして、ここは通常の税率であり、いわゆるタックスヘイブン国ではありません。一方でB国に子会社があって、B国の方が軽課税国となっているケースです。B国の方で実効税率が非常に低くなっている場合には、合意される最低税率に達するまで、親会社の方で課税ができる仕組みを入れようというのが基本的な考え方です。B国が税率を低くしていたとしても、親会社のあるA国で、合意される最低税率の水準までは課税できるような制度を入れてしまうという考え

方です。

この所得合算ルールを補完するものとして、2番目に軽課税支払ルール、これは Under-taxed Payment Rule と言われていますが、図の方で申し上げますと下の軽課税支払ルールと書かれている部分です。所得合算ルールでは、親会社が軽課税国にあった場合に対応できません。そのバックストップとして、右下を見ていただくと親会社がB国(軽課税国)にあって子会社が通常の税率国にあるときには、子会社から親会社に対して支払われるものに対して、損金計上を否認するなどの形で課税することによって、軽課税国にある親会社側の実質的な税負担が最低税率の水準に達するまで課税できるような仕組みを併せて導入していく。これによって、グローバルに、一体として、できるだけ広い範囲で実効税率ベースで最低限の税負担を実現しようというのが pillar 2 の考え方です。

#### 〔第2の柱：所得合算ルール(イメージ)〕

##### 国際課税関係資料 (29ページ)

資料の29ページは、同じことを別の図で説明しているものですが、子会社の居住地国の実効税率は、青で網掛けされている部分で非常に低くなっています。縦軸の少し高いところに親会社等居住地国の法人税率ということで、日本の場合は法定の実効税率は29.74%です。そこまではいかないにしても、合意された最低税率、現状ですと15%以上という書き方になっておりますけれども、そこまで達するように親会社のある国でトップアップ課税ができるというのが、pillar 2 の基本的な仕組みです。

#### 〔BEPS 包摂的枠組みの大枠合意(2021年7月) 第2の柱①〕

##### 国際課税関係資料 (30ページ)

その上で、具体的に文章ベースで pillar 2 の中身をお話しさせていただければと思います。第2の柱は、先ほど申し上げたように3つのルールで構成されており、1つ目は所得合算

ルールです。これは、軽課税国にある子会社の所得について、親会社側で最低税率まで課税できる制度です。

②の軽課税支払ルールは、反対に軽課税国に親会社がある場合、かつ、それが所得合算ルールの対象になっていない場合に、子会社側で支払控除否認などの形で最低税率に達するまで課税できる制度です。これによって①の所得合算ルールを補完するという仕組みです。

③は租税条約上のルールで、途上国から軽課税国の関連者に対する支払いについて、源泉地国側、すなわち途上国側で源泉徴収の形で一定程度課税権を認める制度です。キャパシティが高くなく、GloBE ルールの適用が困難な途上国においては、軽課税国への支払いに対して、源泉徴収による課税をある程度認める制度を補完的に入れるということでございます。

より具体的に、どういった企業が pillar 2 の対象になるのかを含めてご説明させていただきます。課税対象は、年間総収入金額が7.5億ユーロ、日本円にすると1,000億円以上の多国籍企業が対象となり、pillar 1 と比べると対象企業は増えます。この基準になった理由は、既に BEPS の枠組みの中で実施されている国別報告書の提出対象企業が同じ閾値で設定されていますので、執行可能性も考えた上でこの水準に決めています。

実効税率の計算は、国別に計算をするということで、異なる国の中に複数の会社がある場合にはそれを合計して実効税率を計算します。その実効税率が合意された最低税率よりも低い場合には、その差分を上乗せ課税します。

#### 〔BEPS 包摂的枠組みの大枠合意（2021年7月）第2の柱②〕 国際課税関係資料（31ページ）

31ページに移っていただきますと、7月の合意では最低税率は15%以上ということになっていますので、この数字を15%より上の具体的にどの数字にするかについて、10月までに合意す

べく、今、交渉しています。最低税率とセットで非常に重要になってくるのが、適用除外、カーブアウトと呼んでいます。有形資産の簿価と支払給与のそれぞれについて5%以上の所得をGloBE ルールの対象から除外し、特に当初の5年間については7.5%以上の割合で除外を認めるということになっています。こちらもそれぞれ「以上」というのが付いておりますので、具体的な数字をどこにするか、これから交渉していくこととなります。

あとは米国 GILTI 税制との共存ですが、pillar 2 に似た仕組みとしてアメリカで GILTI という制度が、トランプ税制改革で導入されました。今、バイデン政権の下で pillar 2 に非常に似た制度に改正する方向で、政権側と議会で調整をしています。このバイデン政権の下で改正された GILTI がアメリカにおける pillar 2 の実施ということになりますので、その改正後の GILTI が、GloBE ルールときちんと共存していけるのかどうか、consistent な仕組みになっていくのかどうかをきちんと見なければいけないというのが、この米国 GILTI 税制との共存ということでございます。

次の STTR は、先ほど、途上国向けのルールと申し上げましたけれども、最低税率は7.5~9%ということで、軽課税国側で名目の法人税率が7.5~9%の範囲で合意された税率よりも低い場合には、原則として、途上国側で課税できることとなります。これも今、レンジで7.5~9%となっていますので、具体的な水準を決めなければいけません。例えば9%になれば、軽課税国側の法人税率が9%より低い場合にはこのルールを使って、途上国の方で租税条約の中に規定を設けた上で、課税できるようになります。

実施目標につきましては、青山さんからご指摘がありましたけれども、pillar 2 は各国が個別に国内法を導入して実施していくというフレームワークになりますので、2022年中に国内法を導入して、2023年から施行開始を目標とす

ることが合意されています。

### 〔第2の柱：租税条約上のルール〕国際課税関係資料（32ページ）

STTR について、途上国向けの制度ということでお話をさせていただきましたけれども、この資料の A 国が途上国で、B 国は軽課税国ということ。先ほど、議論されている税率のレンジが7.5～9%と申しあげましたけれども、例えば9%で合意されるのであれば、B 国側で税率が9%よりも低い場合には、原則として、その差分を A 国側で使用料等が支払われる段階で課税できるような仕組みを入れるということです。GloBE ルールのような仕組みを執行できなくても、使用料を支払う段階で、グロスベースで途上国で課税ができる仕組みを入れることによって、ある程度簡易な形で途上国側にきちんと税収が入るような仕組みを併せて入れるということが合意されています。

## 2. 今後について

### 〔(再掲) G20財務大臣・中央銀行総裁会議コミニケ（仮訳抜粋）(2021年7月10日 於：ベネチア)〕国際課税関係資料（36ページ）

最後に、今後について説明させていただきたいと思っています。資料の36ページでございます。これは今年の7月にベネチアでG20財務大臣・中央銀行総裁会議がありまして、そのコミニケの抜粋でございます。

線で引いてある部分が今後のアクションでございますが、IF に対して、10月の財務大臣会合までに、残された課題を解決して、2つの柱の詳細な実施計画と合わせて、設計項目を最終化してほしいということです。今の予定ですとG20はワシントンで開催されますけれども、10月12～13日が予定されております。それまでにIFで、より具体的な中身を含む合意事項と合わせて、詳細な実施計画についても合意してほしいということで大臣レベルから指示が出ています。

具体的な残された課題としては、幾つか既に申しあげた最低税率の水準ですとか、あるいは pillar 1 ですと市場国への配分割合が20～30%の間のどこで決まるのかですとか、紛争解決などの幾つかの大きな論点がございます。これらをできるだけ具体化して10月の合意として発表することが、今後事務的に作業していかなければいけない内容です。

### 〔令和2年度与党税制改正大綱（抜粋：経済のデジタル化に伴う課税上の対応）〕国際課税関係（37ページ）

最後に2枚ほど、これは政府ではなくて与党側のプロセスになりますけれども、与党の税制改正大綱の抜粋を付けています。資料37ページは、令和2年度の税制改正大綱なので、2019年12月です。

### 〔令和3年度与党税制改正大綱（抜粋：経済のデジタル化に伴う課税上の対応）(抄)〕国際課税関係資料（38ページ）

資料の38ページは、令和3年度の税制改正大綱ということで、昨年末にまとめたものをお示ししています。去年の12月にまとめられたものなので、その時点の考え方を党の方でもご議論いただいて示したものです。今後の党プロセスは、現状ですとなかなかスケジュール感が分からないところもございますが、年末に向けて党税調の方で令和4年度税制改正についてご議論いただきます。

スケジュール感として、pillar 1, pillar 2 の実施が令和4年度改正にすぐ乗ってくることは恐らくないと思いますが、他方で重要な合意がまとまるので、何らかの形で今年の党税調で議論される可能性はあると思います。そこでの議論を踏まえて、与党の税制改正大綱でも、今ご覧いただいた考え方をさらにアップデートした内容が示されることが考えられます。駆け足になりましたけれども、私からは以上になります。

## IV. グローバルミニマム課税の導入に関する質問・意見

(吉村) 租税競争に対抗するという非常に野心的な取り組みであり、また対象企業も多くなるということ、皆さまの関心の高い分野であろうと思います。丁寧にご説明していただきありがとうございます。それでは先ほどと同様、パネリストのお三方から、今、頂いたご説明に対する質問・ご意見を頂戴したいと思います。最初に青山さん、よろしくお願いたします。

---

(青山) では、私から質問事項を申し上げたいと思います。まず今回、今のご説明で良く分かったわけですが、所得合算ルールを中心とする GloBE ルールにつきましては、この制度を主導したアメリカの税制改正とのマッチングも見込まれますので、底辺への競争への実効性のある国際協調の処方箋と考えられます。ただ、各国が並行して実施している、目的で見ると違う趣旨によって設定されたいわゆるタックスヘイブン税制(CFC税制)とのすみ分けが最低税率の設定いかんでははっきりしなくなるのではないかと。この両制度の間での調整を、国内法改正を考えるのであれば留意する必要があるのではないかと感じました。その点を踏まえ3点の質問を申し上げます。

### 〔最低税率〕

まず最低税率ですけれども、バイデン政権の国内法改正では当初 GILTI 税制を21%と高めに打ち出していたわけですが、それが恐らく15%以上というアバウトな形での提言につながっていたと思うのですが、最近の報道では16.5%というのを議会の民主党が考えているとのこと。16.5%はかなり15%の方に近い数字ということで、これを検討しているということは国際合意がそのような線にいくのかどうかという気も致します。最低税率については、恐らく IF

の中でも非常に活発に議論されていると思いますけれども、具体的な折衝の中で最低税率についてどのような協議が行われているのか、これについて承りたいのが1点目です。

### 〔適用除外〕

2点目は、適用除外です。CFC 税制と同様の考慮から実質的な経済活動からの所得を適用除外とするための仕組み、有形資産と支払給与の5%控除が提案されていることはアイデアとして歓迎できると思います。ただ、先ほどもまだ幅があるというお話がございましたが、当初7.5%で始めて5%に落とすという閾値の設定根拠の合理性についてはどのような議論がされているのかということが2点目でございます。

### 〔途上国向け投資〕

最後は途上国向けの投資についての、特に日本の企業から見ますとアジアの優遇税制などを利用して物理的な投資をしっかりとった企業、こういった納税者企業がこの税制によって影響を受けるのではないかと懸念がございます。この制度がそのまま施行されますと、既存の投資企業にとってはいわゆる遡及適用の懸念もあるということになるのではないかと思いますので、予測可能性の保証の観点から一定の経過措置などが望ましいと考えられますけれども、この点について議論はどうなっているのでしょうか。

そして、最後に各論になりますが、先ほどご説明のあった途上国向けに STTR、条約上の軽減税率をこれも要請があった場合に認めるという今までにないような制度設計がされているわけですけれども、これについては恐らく先進国からは大きな反対もあったのではないかと思います。この点についての調整がどのように行われたのかということ承れたらと思います。以上です。

(吉村) それでは続きまして、幸福さんからご質問・ご意見を頂きたいと思います。よろしくお願いたします。

(幸福) ご説明ありがとうございます。私の方からは4点お伺いしたいと思います。その前に、私の問題意識をまずお伝えしたいと思います。今回の国際合意は税の公平性、負担の公平性、それから競争条件の公平性、こういうものを国際的に高めるということで非常に重要な目的を持ったものと理解しています。この大義そのものに異を唱える人はいないと思いますけれども、その目的が本当に実現できるのか、あるいはその趣旨を実現するためのコストがどの程度になるのかということについては、不安を持たれている方は多いのではないかと考えています。以上の問題意識から4点お伺いします。

#### 〔対象会社について〕

まず1点目は対象会社についてです。第1の柱と異なり、第2の柱は国別報告書と同じ売上規模という広い範囲で適用されます。冒頭にお話があったように、所得を人為的に操作することへの対抗という趣旨を持つ本政策にそこまで裾野を広げて適用する必要性はどこにあったのでしょうか。

#### 〔最低税率という考え方・現地優遇税制の取扱いについて〕

次に2点目は、最低税率と現地での優遇税制の取り扱いです。これは青山さんの今のご発言や1点目の質問の問題意識とも重複しています。対象会社の裾野を広くすればいろいろな事業会社を巻き込むということになります。海外に生産機能を有するような会社を保有して、進出国の政策的配慮から優遇税制の適用を受けている場合も対象になり得ると理解しています。この場合、進出国で受けている優遇税制の恩典がある意味今回の第2の柱で剥奪されるという形に

もなり得ると理解しています。そういうことを想定すると、もう少しその閾値を高く設定して対象会社を絞ることがあっても良かったのではないかと思います。

また、この点で言うと優遇税制も軽課税と同じように有害だというふうに見なしてこういう措置を入れることについて皆さんご異論がないのか、あるいは先ほどI部で渡辺さんの方からお話のあったような第2の柱を簡素化する、実効税率を簡素化するという観点から、その中身についていちいち区分けはしないという考え方なのかということもお伺いしたいと思います。

カーブアウトの手当てもされておりますので、優遇税制と軽課税が同等の扱いを受けていないということは承知しています。ただ、事業の意義が評価された結果として優遇税制の恩典を受けているというところに、この第2の柱によってそれが消滅し得るということ、その構図自体が納得感を得にくいと感じていることからお伺いするものです。

#### 〔本邦のCFC税制について〕

それから3点目は、CFC税制との関係で、こちらも重複していますが、今回の第2の柱のある意味中核であるIncome Inclusionは、CFC税制と極めて似ています。CFC税制と併存する前提ですので、両立の是非ということではなくて、日本のCFC税制が国際的に調和しているのかという点をお伺いしたいと思います。冒頭でご説明のあったとおり、今回の合意はある意味既存のBEPS行動計画1に端を発していると理解していますが、CFC税制についても行動計画3で国際的な合意がされています。軽課税国での所得は本来経済実態を伴うものでなければCFC税制を通して本国で課税されるはずですが、OECDが公表しているアウトルックの数字を見ても相当規模の資金が第2の柱で捕捉される見込みになっているかと思います。実態のある事業はさらにカーブアウトによる効果もあるはずなので、これだけの資金

が対象になるというのはCFC税制の設計において国際的にアンバランスがあるのではないかとという疑問も受けるところです。

さらにCFC税制について言えば、黒字の場合には合算しますが、赤字の会社はその損失は基本的には勘案しないという制度ですが、第2の柱は黒も赤も基本的には通算すると理解しています。損失の通算が行われた後で、かなりの規模で追加的な納税が生じる見込みになっている姿自体が本来の租税回避防止措置としてのCFC税制というもののあり方が国によって大きく異なっているということの表れではないかとも見受けられます。今回、第2の柱が国際的な調和が取れた形で導入されるに当たっては、相互に補完的な役割を担ったものと理解しますので、CFC税制についても国際的に調和が取れた形にさせていただくということもぜひご検討いただきたいと思います。

#### 〔公平性、特に競争条件の公平性について〕

最後の4点目は、お伺いではなくお願いとなります。税の公平性、競争条件の公平性、こういうものを国際的に高めるといえるのは歓迎すべきことだと思います。一方で、公平性を目的とする制度そのものが、その制度の適用を受ける人が公平だと感じられないと、制度そのものに対する信認やクレジットの問題にもなり得ると思います。国際的な国家間のレベルの話からすれば些末な話かもしれませんが、制度の趣旨、あるいは実際の運用について事業現場の納得感を得られないと、企業の中でこういう新しい制度の浸透を図る税務担当者の信認の問題にもなりかねないという懸念を持っています。国内で法制化されるに当たっては国際的な議論を含めてよくご説明いただいて、企業の税務担当者が事業現場の納得感を得て実務を適正に進められるというようにぜひ引き続きのご指導をお願いしたいと思います。

また、少しデジタルから離れますけれども、冒頭でコロナ禍の、あるいは昨日の討論会でも

デジタルとかグリーンという不確実性が高まる社会という話がありました。そういう不確実性が高まる社会において、より競争条件の公平性ということの重要性は増してきますけれども、OECDの他の国、特に欧米の各国と比較すると欠損金の使用制限、あるいはパススルー課税というようなところが日本勢としては制約が大きいと感じる部分もございます。税制全体の全般的な枠組みとして国際的な競争条件の公平性ということを確認できるように、今後ともぜひご尽力をお願いしたいと思います。私からは以上です。

---

(吉村) それでは続きまして、渡辺さんの方からご質問・ご意見を頂ければと思います。よろしく願いいたします。

---

(渡辺) 私の方からは簡単に4点ございます。今までのお二方と重複する部分もありますので、回答のときは一緒に答えていただければと思います。

#### 〔日本における法改正とコンプライアンス・コストへの配慮〕

最初は、日本における法改正とコンプライアンス・コストへの配慮についてです。先ほどから複数の方が指摘されている資料の8ページですけれども、これまでこれだけ短期間でBEPS対応に関する法改正を行ってきたわけですから、立案担当の方は大変なご努力をされたと思います。一方で、納税者としての企業のコンプライアンス・コストも増加したと思われる。その上で今回のグローバルミニマム課税の導入を行うということになれば、さらにコストが上昇するかもしれません。

例えば先ほどから話題にされている外国子会社合算税制(CFC税制)、これは平成29年度改正で大きく手が入られました。CFC税制の

改正を行ったばかりなのに、今度は GloBE 対応をしなければならないのかという不満が、企業の方から出ているようにも見えます。確かに CFC 税制と GloBE ルールというのは目的が完全に一致しているわけではありません。しかしコンプライアンス・コストの上昇に対する何らかの手当てを考慮しておられるのかどうか、そういう議論があるのかどうかについてお聞かせいただければと思います。これは今までのお二方の質問と結局は一緒になるのかなと思っています。

### 〔第2の柱の重要性〕

2番目は、第2の柱の重要性についてお伺いします。ご説明にあったとおり、経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応は BEPS 最終報告書の行動1の先にある問題として議論が始まりました。当初は今で言う第1の柱の議論、すなわち課税権の市場国への配分が主だったような印象をもっておりました。しかし結局第1の柱の利益Aの対象となる企業数は100社に絞られ、インパクトアセスメントに関する報告書においても、第1の柱と第2の柱により、世界の法人所得税収が年間500~800億ドル増加する可能性があるけれども、第2の柱の方が税収増に与える影響は大きいことが既に示されたわけです。

理論上、第1の柱はこれまでの国際課税における大原則の変更を意味するわけですが、実務上は第2の柱の方が重要ということなのでしょう。仮にそうだとすると、いつごろから第2の柱の方が重視されるようになってきたのでしょうか。それとも、これは BEPS の議論をしているのだから、最初から第2の柱の方が重要だったということなのでしょう。あるいは第2の柱を重視するのは、先進国に限られるというような見方もあり得るのでしょうか。例えばアメリカはグローバル最低税率の導入のためにかなり苦勞をしている、あるいは努力をしているというふうにも見えるわけです。

### 〔アメリカとの関係〕

そこで3番目は、アメリカとの関係についてお伺いしたいと思います。OECD はこれまでアメリカをどうにかして議論に引き込もうと配慮してきたように見えますが、一方で OECD における議論がアメリカに影響を与えるということもあるのかもしれませんが。資料の34ページには GILTI との共存については今後検討とありますが、アメリカと一緒に合意に至る以上は当然アメリカの制度との共存が前提になりそうです。換言すれば、GILTI をやめて GloBE ルールと一緒に導入しましょうとアメリカを説得するようなことはしなかったわけです。また、当然かもしれませんが、GILTI 等が取り下げるべき一方的措置という前提は取っていません。つまり依然としてアメリカは GILTI 等を適用し続けることが了解事項になっているというご説明だったと思いますが、まずこの理解でよろしいでしょうか。

もっとも、GILTI との共存が前提であったとしても、アメリカの税制が変わる可能性はあります。これも先ほど少しご指摘のあったところですが、ご案内のとおり2021年5月にバイデン政権は新しい税制改正の方向性を示したグリーンブックを公表しています。アメリカの税制改正案が OECD の議論に何か影響を与える部分があれば教えていただきたいと思えます。

そして今度は反対に、OECD でやってきた議論の方がアメリカの税制改正に影響を与えた可能性があるのかもしれないとも思っています。アメリカは当初21%の最低税率を主張していましたが、これを15%にまで引き下げることには同意したように見えます。各国にグローバル最低税率を導入してもらうために、第1の柱によって米国 IT 企業が課税されることも容認したという見方もあります。なお、グリーンブックでは GILTI の改正だけでなく、FDII を変更又は廃止し、BEAT に代えて、SHIELD の導入が提案されています。例えば、GILTI の全世界

ブレンディングの廃止というのは、OECDにおける議論の影響があったのでしょうか。それともかねてより GILTI と FDII のあり方を批判してきたイエレン財務長官の考え方がそのまま形になっただけと捉えるべきなのでしょうか。

それから SHIELD は UTPR に似ていますが、IIR のバックストップという位置付けの UTPR に比べれば、SHIELD の方がより強力なようにも見えます。OECD の影響を受けて SHIELD がよりマイルドな形に変更されるということもあり得るのでしょうか。ただ、これらは主としてアメリカ国内の話になります。そもそも今の米国議会の勢力バランスでは、グリーンブックのとおり税制改正ができるとは限りません。インフラ整備法案の方は上院を通ったわけですが、税制改正の方はインフラ整備法案とは切り離されて審議されることになりました。従って税制改正が議会の承認を得られないという可能性も十分に残されているわけです。ですからこれらについてはコメント程度のご回答でも構いません。

#### 〔今後について〕

最後は今後についてです。資料の38ページにある税制改正大綱は2021年7月の大枠合意前のものです。現在の与党の考え方はこの大綱から大きく変わっていないと考えてよいのでしょうか。それとも前に進んでいるような部分があるのでしょうか。この点対は、先ほどかなりご説明いただいたように思いますので、もし追加で何かございましたら説明いただけますと幸いです。以上です。よろしく願いいたします。

---

(吉村) アメリカの税制改正との関係なども含めてお三方から幅広く質問が出たかと思えます。それでは、今の質問・ご意見を受けまして、木原さんの方からご回答いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

---

(木原) 頂いたご意見を踏まえて、私の方から何点かコメントをさせていただきます。

#### 〔第2の柱の重要性〕

まず渡辺さんから、特に最近、第2の柱がより重要になってきたと思われるがどうかという話ですとか、あるいは幸福さんの方から、具体的に pillar 2 はどこまで裾野を広げるべきなのかというようなご指摘があったかと思えます。まず、pillar 1 ですと100年くらい続いてきた PE 原則をどう考えるのかという大きな話だと思っておりますし、pillar 2 の方も、1980年代くらいから続いてきた法人税率の race to the bottom に本当に歯止めがかけられるのかどうか、それによって Level Playing Field を確保できるのかどうかということで、それぞれ重要な改革ということなのだと思います。ただ、お二方がおっしゃられたように、対象企業の数としては pillar 2 の方が相当多くなってきましたので、実務負担を含む企業の方々へのインパクトを考えると、pillar 2 はより広がりを持って世の中に影響が生じるということなのかなと思います。

また、今年に入ってから特に pillar 2 への注目が高まっているというご指摘が渡辺さんの方からございましたけれども、これは何度かお話しさせていただきましたが、米英中心に少し増税に向けた議論が出てくる中で、その一環として pillar 2 が捉えられていることがあると思います。特に、アメリカではいろいろなパッケージ、ファミリープラン、ジョブプランがありましたけれども、そういう中の1つの構成要素となっていることが大きいと考えています。

幸福さんからお話のありました pillar 2 の裾野がどこまでなのかということですが、現状ですと執行可能性も踏まえた上で CbCR の対象基準と同じ範囲になります。例えばこの範囲ですと、全世界の利益の90%程度がカバーされると OECD などと言っており、実務面での負担は当然考えなければいけないわけですが、

Level Playing Field の考え方に基づくと、裾野としてはなるべく広い方がいいというのが基本的な考え方なのかなと思っています。

#### 〔最低税率について〕

最低税率の水準について、青山さんから現在どのような議論が行われているのかという話がありました。お話がありましたように、米国議会では引き続きいろいろな提案がいろいろなところから出てくると思いますので、最終的に数字が固まるまではどうなるのかは分かりません。IFでも、具体的な水準について引き続き交渉中というのが現時点で申し上げられることかなと思います。

1点あるとすると、各国の考え方として、最低税率の水準とカーブアウトの水準、これはセットで、税率と課税ベースと両方見ながら考えなければいけないと考えている国が多いのかなと思います。カーブアウトの水準自体について、必ずしも理論的な根拠があるわけではないですが、最低税率の水準とカーブアウトの水準はセットで決まっていくということかなと思います。

#### 〔優遇税制の取扱い〕

続きまして、青山さん、幸福さんから、海外に進出済みの企業で、特に現地で優遇税制を受けているような会社に対する取扱いはどうなのかという大事な指摘があったと思います。pillar 2は、繰り返しになりますけれども、基本的には最低税率までの課税を実質的に確保することが目的でございますので、そういう意味では、有害税制かどうか、進出済みかどうかという点は、一義的には判断に入り込まないような制度設計になっています。そういう中で、何らかの除外や経過措置のようなものについては、各国とも相当限定的に考えているということかなと思います。

ただ、そういう中でも、幸福さんからもお話がありましたように、実体を伴ってこれから海外に出ていく、あるいは既に出ていた企業に対

しては配慮が必要だろうということで、カーブアウトを入れるとともに、特に当初5年間については経過措置的にマークアップ率も高くするという方向で、今、議論しています。

#### 〔STTRについて〕

続きまして、STTRについて青山さんから、どのような配慮がされたのかという質問がありました。これは途上国側を見て、先進国側を見て、両方の側面があるということだと思います。途上国側からはこういった制度を入れることに対して非常に声が強かった中で、先進国側に配慮したポイントとしては、まず名目税率の水準が7.5~9%ですので、必ずしも高くない水準に設定されたことと、あとは青山さんからお話がありましたけれども、軽課税国が途上国から求められた場合にのみ二国間条約に入れるということなので、必ず入れるという義務的な規定にはなっていないところも、先進国側への配慮としてはあるのかなと考えています。

#### 〔CFC 税制との関係〕

続きまして、重要な論点として、お三方から、pillar 2とCFC税制の関係、あるいは今回pillar 2が新しく入るに伴うコンプライアンス・コストの話がございました。既にお三方からもお話がありましたけれども、CFC税制とpillar 2における所得合算ルールの目的は必ずしも一致しないと考えていまして、CFC税制の方は、主として受動的所得を軽課税国に所在する子会社に移転する形で行われる租税回避への対処ということかと思えます。他方で、所得合算ルールは、多国籍企業グループが稼得する所得に対する国別の租税負担に着目し、国際的に合意された最低税率までの課税を実質的に確保して、それによってLevel Playing Fieldを確保するとともに、法人税の底辺への競争に歯止めをかけようということですので、目的としては違います。ただ、他方でコンプライアンス・コストについては、新しくpillar 2が入ることによ

て、非常に大きく懸念されているというのは我々も日々ご意見として伺っておりますし、実際にパブリックコンサルテーションの中でも多くの声があったということですので、例えば、既存のCbCR データを使った簡素な実効税率を計算する方法を入れて、それによって詳細な計算が必要となる国の数を減少させる、そのような簡素化措置も含めて今、OECD での議論を通じて検討されているということかと思えます。

また、既存の CFC 税制との関係につきましては、令和 4 年度税制改正に向けた税制改正要望の中で経済産業省からも CFC 税制の簡素化について要望が出てきていますので、これから具体的な要望の内容や産業界の皆さまからのご意見等も踏まえながら、今回 pillar 2 における所得合算ルールを入れることに伴う事務負担の軽減の観点から、今後議論していくということで考えております。

あと、特に幸福さんからお話がありました CFC 税制の国際的な調和の部分ですが、こちらは、基本的には BEPS の最終報告書の行動 3 に基づいて、これはベストプラクティスとして各国が任意で CFC 税制を強化していくということなので、日本としてもこの行動 3 の勧告に沿う形で、租税回避リスクを、外国子会社の所得や事業の内容に応じて把握して合算対象とする仕組みに変えるということ、平成 29 年度税制改正で措置しました。このアプローチ自体はアメリカ、イギリス、ドイツなどで既に採用されているので、実際に我が国のルールが他国と比べてどこまで厳しいルールなのかを比較することは必ずしも容易ではないわけですが、少なくとも考え方としては同じものが各国で入れられているということかと思えます。

また併せて幸福さんから、pillar 2 で新たに課税対象となる所得、あるいは税収増で大きな数字が公表されているという話がありました。まずはインパクトアセスメント自体、非常に多くの仮定を置いて、いわば何とか工夫をしなが

ら出した 1 つの数字だということを確認いただければと思います。例えば CFC 税制との関係では、CFC 税制によって課税された部分、それをプッシュダウンのような形で（子会社側で）考慮するかどうかという論点があります。そして OECD のインパクトアセスメントにおける試算は、CFC 税制による納税額を子会社側で考慮した数字にはなっていません。実際にやろうとすると、試算として正確な数字にたどり着くのはなかなか難しいわけですが、今後の議論の材料の一つとして、こういった例もご紹介しておきます。

また、幸福さんからお話のありました企業の税務担当者の方々との意見交換については、新しいルールでもありますので、これまでも我々としていろいろな形で努力はさせていただいておりますけれども、引き続き重要な取り組みだと考えているところでございます。

#### 〔米国 GILTI との関係〕

アメリカとの関係で、渡辺さんの方から、GILTI との共存はどうかという話がありました。ご指摘がありましたように、アメリカの方では、今後 GILTI が改正されて、改正された後の GILTI が pillar 2 と同等の制度として共存するということですので、今、現段階では詳細まで決まり切っていない改正後の GILTI の姿が pillar 2 の中身と consistent かどうかをきちんと見なければいけない。

アメリカの税制改正の議論と、OECD、IF 側の議論は相互に影響を与え合っているというのが実態なのだと思います。どちらからどちらにというのはなかなか難しいのかなと思ったりもしますが、例えば、1 つの例で言うと、トランプ政権下で導入された GILTI はグローバルに損益通算するという形だったものが、今のバイデン政権下では国別の合算に移行するということになっています。pillar 2 では国別の合算ということになっていますので、どちらが先かというのは難しいわけですが、アメ

リカの既存の GILTI が変わる姿が、今の OECD の議論とお互いに影響を与え合って、同じようなものになっている例の1つとしてご紹介できるのではないかと考えています。

#### 〔今後について〕

最後に、現時点での党側での議論が大きく変わっていませんかというご指摘が渡辺さんからございました。こちらは、先ほど申し上げたことに付け加えられることはあまりなくて、まさにこれから10月の合意がまとまった後に、我々の方から党にも説明を何らかの機会ですべていただいで、それを踏まえた議論が党で今後なされるということかと思っています。私からは以上です。ありがとうございます。

## おわりに

(吉村) 木原さん、どうもありがとうございました。まだまだ議論を伺いたいところですが、残念ながら時間となりましたので、ここで第Ⅱ部を終了したいと存じます。本日は、経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応について、最新の考え方を議論いただきました。今後、ルールの詳細が明らかとなり、国内実施に向けた議論が進められていくかと思いますが、本日の率直な議論を拝聴して、かなり深い理解を得ることができたのではないかと考えています。パネリストの皆さんに改めて感謝申し上げたいと思います。

それでは、これで国際課税に関するパネルディスカッションをお開きにさせていただきます。ご協力どうもありがとうございました。